

平成28年第4回糸島市議会定例会における議案等の概要

議案等の名称

議案：32件

◇人事案件〔2件〕

- ・教育委員会委員の任命について
- ・財産区管理委員の選任について

◇条例議案〔7件〕

- ・糸島市立保育所条例を廃止する条例について
- ・糸島市駅前広場条例を廃止する条例について
- ・糸島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- ・糸島市税条例等の一部を改正する条例について
- ・糸島市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- ・糸島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- ・糸島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

◇その他の議案〔9件〕

- ・財産の処分について
- ・糸島市健康福祉センター ふれあいの指定管理者の指定について
- ・波多江放課後児童クラブほか8件の指定管理者の指定について
- ・前原放課後児童クラブほか10件の指定管理者の指定について
- ・糸島市高齢者福祉施設 二丈苑の指定管理者の指定について
- ・糸島市農業公園 ファームパーク伊都国の指定管理者の指定について
- ・糸島市木工体験実習館 トンカチ館の指定管理者の指定について
- ・市道路線の廃止について
- ・市道路線の認定について

◇補正予算〔14件〕

- ・平成28年度糸島市一般会計補正予算（第3号）
- ・平成28年度糸島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- ・平成28年度糸島市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- ・平成28年度糸島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- ・平成28年度糸島市渡船事業特別会計補正予算（第2号）
- ・平成28年度糸島市水道事業会計補正予算（第2号）
- ・平成28年度糸島市下水道事業会計補正予算（第1号）
- ・平成28年度糸島市一般会計補正予算（第4号）
- ・平成28年度糸島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- ・平成28年度糸島市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- ・平成28年度糸島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- ・平成28年度糸島市渡船事業特別会計補正予算（第3号）
- ・平成28年度糸島市水道事業会計補正予算（第3号）
- ・平成28年度糸島市下水道事業会計補正予算（第2号）

報告：1件

- ・議会の委任による専決処分について（職員の公務中に生じた車両事故の損害賠償及び和解）

議案等の概要

人事案件（2件）

議案第104号 教育委員会委員の任命について

※ 教育委員会委員の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市長が委員を任命（再任）するに当たり、議会の同意を求めるもの。

任期 H29. 3. 2～H33. 3. 31（4年間）

議案第105号 財産区管理委員の選任について

※ 二丈福吉財産区管理委員の辞任に伴い、糸島市二丈福吉財産区管理会設置条例第3条の規定により、市長が委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるもの。

任期 H29. 1. 1～H32. 12. 31（4年間）

条例議案（7件）

議案第106号 糸島市立保育所条例を廃止する条例について

※ 糸島市立神在保育所を廃止するため、条例を廃止するもの。

議案第107号 糸島市駅前広場条例を廃止する条例について

※ 市内の駅前広場を管理する根拠を、道路法に基づく管理に統一するため、条例を廃止するもの。

議案第108号 糸島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

※ 人事院勧告に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律及び特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、条例を改正するもの。

議案第109号 糸島市税条例等の一部を改正する条例について

※ 地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例を改正するもの。

議案第110号 糸島市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

※ 放課後児童クラブの指定管理者が行う業務の範囲等を見直すため、条例を改正するもの。

議案第111号 糸島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

※ 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を改正するもの。

議案第112号 糸島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

※ 都市計画法に基づき決定された長糸生活拠点地区地区計画について、その内容を条例に適切に反映させ、適正かつ合理的な土地利用を図り、もって健全で良好な都市環境を確保するため、条例を改正するもの。

その他の議案（7件）

議案第113号 財産の処分について

※ 公有財産である三雲集会所を処分（三雲区自治会へ無償譲渡）するため、議会の議決を求めるもの。

議案第114号 糸島市健康福祉センター ふれあいの指定管理者の指定について

※ 「糸島市健康福祉センター ふれあい」の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- ・ 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会 会長 扇清人
- ・ 平成29年4月1日から平成33年3月31日まで（4年間）

議案第115号 波多江放課後児童クラブほか8件の指定管理者の指定について

※ 「波多江放課後児童クラブ」ほか8件の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- ・ 特定非営利活動法人いとしま児童クラブ 理事長 諏訪英俊
- ・ 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）

議案第116号 前原放課後児童クラブほか10件の指定管理者の指定について

※ 「前原放課後児童クラブ」ほか10件の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- ・ 社会福祉法人ますみ会 理事長 楠原康彦
- ・ 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）

議案第117号 糸島市高齢者福祉施設 二丈苑の指定管理者の指定について

※ 「糸島市高齢者福祉施設 二丈苑」の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- ・ 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会 会長 扇清人
- ・ 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで（3年間）

議案第118号 糸島市農業公園 ファームパーク伊都国の指定管理者の指定について

※ 「糸島市農業公園 ファームパーク伊都国」の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- ・ 株式会社フロンティア・アドバンス 代表取締役 石橋強
- ・ 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで（3年間）

議案第119号 糸島市木工体験実習館 トンカチ館の指定管理者の指定について

※ 「糸島市木工体験実習館 トンカチ館」の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- ・ とんかち会 代表者 手塚敏彰
- ・ 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで（3年間）

議案第120号 市道路線の廃止について

※ 市道路線（3路線）を廃止するため、議会の議決を求めるもの。

議案第121号 市道路線の認定について

※ 市道路線（7路線）を認定するため、議会の議決を求めるもの。

平成28年度補正予算（14件）

議案第122号 平成28年度糸島市一般会計補正予算（第3号）

※ 今回の補正：歳出予算内での款・項の組替えを行うもの。

議案第123号 平成28年度糸島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

※ 今回の補正：740万3千円を減額し、予算総額158億3,643万1千円とする。

議案第124号 平成28年度糸島市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

※ 今回の補正：714万7千円を追加し、予算総額79億9,181万5千円とする。

議案第125号 平成28年度糸島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

※ 今回の補正：92万円を追加し、予算総額11億7,333万9千円とする。

議案第126号 平成28年度糸島市渡船事業特別会計補正予算（第2号）

※ 今回の補正：歳出予算内での款・項の組替えを行うもの。

議案第127号 平成28年度糸島市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第128号 平成28年度糸島市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第129号 平成28年度糸島市一般会計補正予算（第4号）

※ 今回の補正：4億1,486万5千円を追加し、予算総額366億4,270万2千円とする。

議案第130号 平成28年度糸島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

※ 今回の補正：2,116万9千円を追加し、予算総額158億5,760万円とする。

議案第131号 平成28年度糸島市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

※ 今回の補正：6,458万4千円を追加し、予算総額80億5,639万9千円とする。

議案第132号 平成28年度糸島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

※ 今回の補正：694万8千円を追加し、予算総額11億8,028万7千円とする。

議案第133号 平成28年度糸島市渡船事業特別会計補正予算（第3号）

※ 今回の補正：歳出予算内での款・項の組替えを行うもの。

議案第134号 平成28年度糸島市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第135号 平成28年度糸島市下水道事業会計補正予算（第2号）

報告（1件）

報告第16号 議会の委任による専決処分について（職員の公務中に生じた車両事故の損害賠償及び和解）

※ 職員の公務中に生じた車両事故の損害賠償及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により、議会に報告するもの。

[事故の概要]

職員が公務中に、駐車場に停めていた公用車に乗車するため左側後方ドアを開けた際、左隣に駐車中の相手方の車両の右側後方ドアに接触し、相手方車両のドアが破損した事故

過失割合 市 100% 相手方 0% 損害賠償額 48,290円)